

水道料金の集合計算方式のご案内

【 集合計算とは 】

- アパート・マンション等の水道料金の計算方式のひとつです。
- 「一般」の場合と比較して、概ね、水道料金の負担が少なくすみます。
- 市で設置した親メーターを検針し、建物全体の水道料金を使用者（管理者等）宛に一括請求します。
- 料金の計算は、各世帯が均等に使用したとみなして、1戸あたりの水道料金を求めてから、建物全体の水道料金を計算します。（計算例を参照）
- 各入居者の「開始・中止の連絡」や「料金の手続き」は管理会社等が行います。
- 給水申込の段階で「料金の方式」についてご相談ください。
- 管理会社等は、「戸数の変更」（使用世帯数）を水道課へ報告していただきます。

【 集合計算の条件 】（給水条例施行規則第 25 条）

- ①受水槽によって給水する共同住宅であるもの
- ②世帯を構成するもの

（給水条例第 23 条）

市長が特に必要と認めたときは、専用給水装置を共用または集合用として使用することができる。

【 水道課への提出書類 】

- ①共用・集合用給水申込書（様式第 4 号）

集合計算方式を開始するときに提出。（**初回のみ提出**）

- ②共用・集合用使用戸数変更届（様式第 9 号）

各部屋の入居・退去による使用者の変更があった場合に、**2か月に1度**提出。

変更なければ提出の必要はありません。戸数は、入居済戸数を報告してください。

※共用栓は、戸数にはカウントしない。（世帯ではないため）

【 集合計算の料金 】

①基本料金

…市の水道メーターにかかわらず13^ミの基本料金（1戸あたり）となる。

φ13^ミの基本料金 ×（戸数）

②水量料金

…各戸均等に使用したとして、1戸あたりの水量料金を算定し、戸数倍する。

☆建物全体の水道料金

…① + ② + 消費税等 = 建物全体の水道料金

【 計 算 例 】

メーター40 ^ミ	戸数10戸	2か月で315m ³	使用した場合
---------------------	-------	-----------------------	--------

① 基本料金（税込）

13^ミの基本料金（880円）× 10戸 = 8,800円

② 水量料金（税込）

315m³ ÷ 10戸 = 31.5m³ (1戸あたりの水量料金)
…1戸あたり31.5m³使用したこととなる。 2,883.65円

(31.5m ³) → (20 m ³ +11.5m ³)
1.0m ³ ~20.0m ³ (86.90円/m ³) …… 86.90 × 20.0m ³ = 1,738.00円
21.0m ³ ~31.5m ³ (117.70円/m ³) …… 117.70 × 11.5m ³ = 1,353.55円
(1戸あたり(31.5 m ³)の水量料金) → 3,091.55円

(1戸あたりの水量料金)	(戸数)	(全体の水量料金)
3,091.55円	× 10戸	= 30,915.5円

☆建物全体の水道料金（税込）

(基本料金)	(水量料金)	(水道料金)
8,800円	+ 30,915.5円	= 39,715.5円

→ 39,715円（1円未満切捨て）

【 参 考 】

※ 上記、計算例の条件を「一般」で使用した場合の料金 → 82,351円